

# 第 1 章

生物多様性みなとプランとは

# 第1章 生物多様性みなとプランとは

## 1. 生物多様性と共存した豊かな都市をめざして

港区は都心でありながら、地域ゆかりの自然が残るまちです。しかし、ほとんどは市街地で、人々が自然と関わる機会は限られています。

港区には23区で最多の事業所があるとともに、人口は23万人を超えます。

そして、事業者や区民の活動に必要な食料や物資エネルギーのほぼすべてを、他地域に依存しています。

さらに、その輸送のためにも、多大なエネルギーを消費しており、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>を大量に排出しています。

いま、世界中で私たちの暮らしを支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。未来の人々が、生物多様性の恵みを楽しみ、豊かな暮らしができるようにするためには、身近な自然はもちろん、地球上のすべての生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、その保全と利用を意識しつつ守り育てるため、みんなで協力し行動していく必要があります。

また、港区は、社会・経済の中心でもあり、生物多様性の保全と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続することが求められています。

生物多様性の恵みを外部依存する都市に暮らす私たちには、生物多様性の保全について大きな責任があります。

港区は、世界中から大きな生物多様性の恵みを受けている大都市として、生物多様性の保全と持続可能な利用に、積極的に取り組み都心区としての責任を果たしていきます。

### 生物多様性とは

地球上には、人が知らない生物も含め、3,000万種以上と言われる多種多様な生物が生きています。

これらは、約46億年前に誕生した地球の中での40億年といわれる途方もなく長い生命の歴史が育んだ所産であり、私たち人間もその一員です。

たくさんの生物の種は、たくさんの個体、そしてたくさんの細胞や遺伝子からできています。

また、たくさんの生物種によって豊かな森や海の生態系がもたらされます。

このような遺伝子から種、そして生態系のレベルまで、たくさんの生物・生命の変異や変化、そして様々な生物間のつながりと関係の全てを「生物多様性」とよんでいます。

## 2. 港区と生物多様性のつながり

### 2-1 私たちの暮らしとつながる生物多様性

私たちは、毎日あたたかな食事を食べ、お風呂に入り、車で移動ができるといった快適な暮らしをしています。そうした暮らしができるのは、地球上のさまざまな自然や生きものが作り出す「生物多様性の恵み」があるからです。

森に降った雨が大地にしみこみ、やがて川となって平野を潤すことで、私たちは水を豊かに使うことができます。魚が捕れるのは、川や海があって、エサとなる生きものと一緒に住んでいるからです。米や野菜を作るには、田畑に水を引き込み、やがて花が咲き実を結ぶという自然のリズムと生物・生命のつながりは欠かせません。

水や空気、土壌、そして、米や肉、魚、衣類、木材、石油、石炭、また、野山の草花や鳥のさえずり、ガーデニングやペットまで、私たちの暮らしを支えるあらゆるものが、生物多様性の恵みです。この恵みなくしては、私たちの生活・文化はありえません。

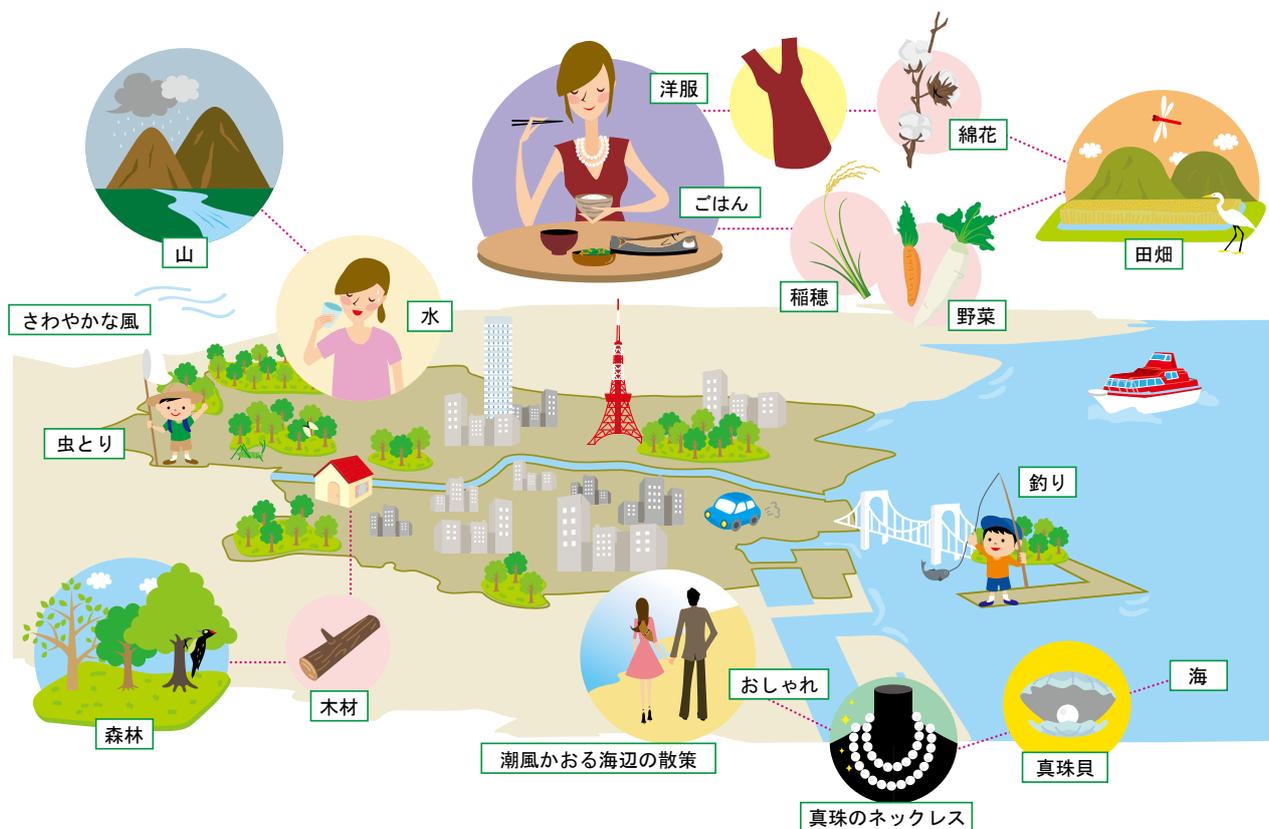


図 1-1 私たちと生物多様性の恵みとのつながり

## 2-2 生物多様性の恵み 港区で発見！

生物多様性の恵みは、おおむね4つ(供給サービス、調整サービス、文化的サービス、基盤サービス)に分けることができます。これらは、「生態系サービス」ともよばれます。港区で見つけた生物多様性の恵みを紹介します。

### 食料や燃料など私たちの暮らしを支えるもの

#### (供給サービス)

毎日の食、食卓を彩る肉や野菜などはもちろん、衣食住にかかわる繊維・木材から医薬品、さらに石油・石炭の燃料も生物多様性の恵みです。

- ・穀物 ・野菜 ・果物 ・繊維 ・木材
- ・医薬品 ・石炭 ・石油



木材でできているエコプラザの内装

### 自然に作用し、環境を安定させる生命のいとなみ

#### (調整サービス)

水や大気や土壌などの環境を調節し安定させる機能です。多様な生物につちかわれた環境は風水害を抑制し、土地を安定させます。

- ・気候・気象の安定 ・大気浄化 ・水質浄化
- ・森林の土壌流出の防止等の防災機能



斜面を安定させている愛宕山の森

### 豊かなところや芸術、技術の根源 (文化的サービス)

多種多様な生物・生命との関わりは、人々のところと精神に作用し、癒しや楽しみの源であり、芸術、技術など豊かな文化をもたらします。

- ・精神的充足、美的な楽しみ
- ・地域性豊かな芸能や信仰などの伝統文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統



自然を使った遊び (緑と生きもの観察会)

### すべての生命の生存システム (基盤サービス)

上記三つの生物多様性の恵(供給サービス, 調整サービス, 文化的サービス)は, 生物多様性と土地環境とが一体となった健全な生態系が育みます。

- ・流域水循環 ・土壌形成
- ・生物の生長・生産・分解システム



起伏に富んだ地形から生まれた  
亀塚公園の湧水

港区生物多様性地域戦略に先だって、区民を対象にアンケート調査を行いました。

「あなたにとって関わりのある『生物多様性』をあげてください」という問いに対し、さまざまな回答がありました。その回答を「港区 私の生物多様性」として下図にまとめました。

食べものなど、毎日の暮らしと直結するモノから、身近な動植物やそのかわり、さらには故郷の自然、そして地球全体に及ぶ生物多様性との関わりが寄せられました。またある方からは「私たち人間そのものが生物多様性の一員」との回答も寄せられました。

「私の生物多様性」は、一人ひとり違っていて、とても多様ですが、みなさんそれぞれに生物多様性との関わりを感じながら生活していることがわかりました。

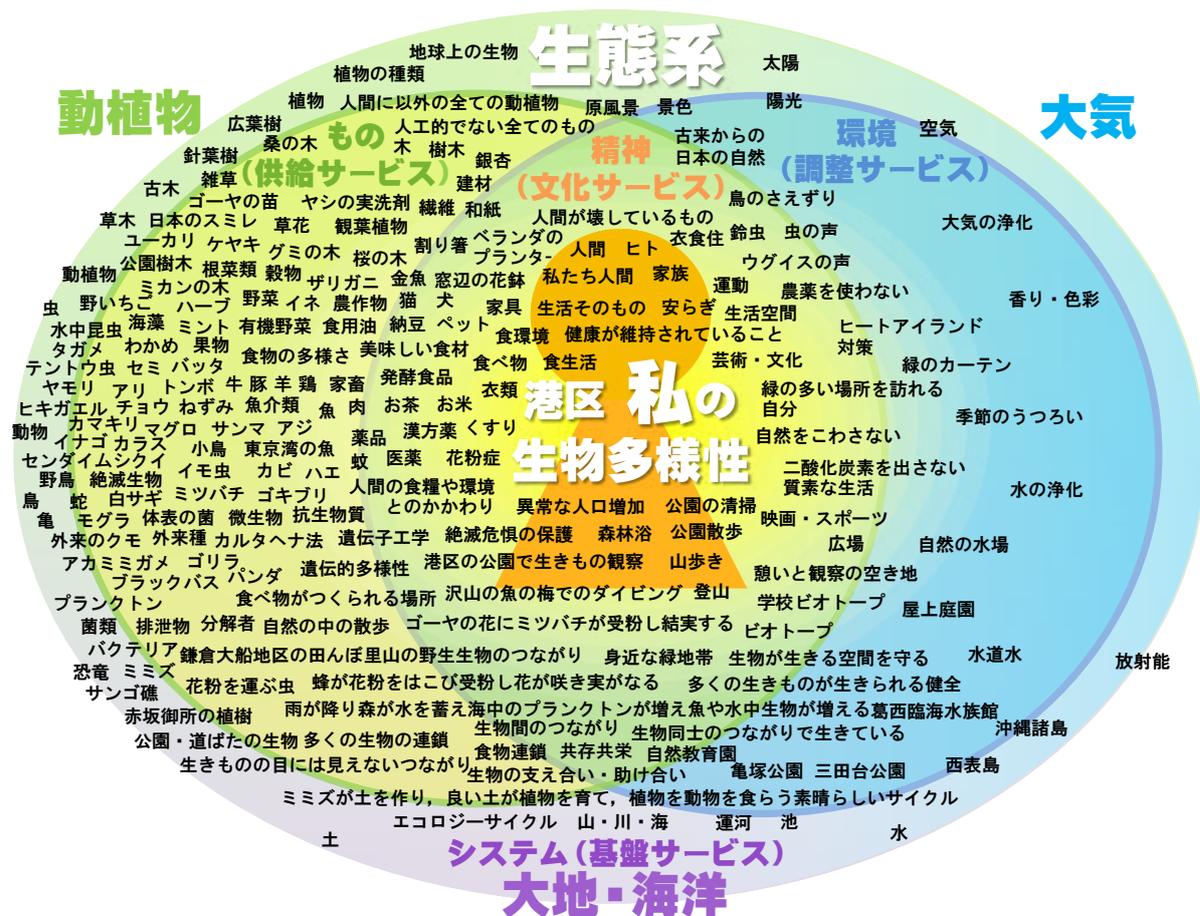


図 1-2 港区民の生物多様性  
(港区生物多様性推進委員会 中村俊彦委員作成)

## 2-3 生物多様性の3つのレベルと変われる力

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがあります。

生態系の多様性とは、森林や草地、川、海などのさまざまな自然があることです。地球の表面は、地理や地形、気候などの違いにより、多様な条件が成立し、それぞれに独自の生態系が存在しています。

種の多様性とは、たくさんの種類の生きものがいることです。地球には、3,000万種を超える生きものがいるといわれています。40億年という長い生命の歴史を経て、環境に適応し、進化してきた結果です。

遺伝子の多様性とは、同じ種のなかにも個体によって、いろいろな遺伝子があることです。遺伝子の多様性は、種の適応と生存のために重要な役割を担っています。

生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性、このそれぞれに共通することは、各段階で「変われる力」を持っているかどうかです。たくさんの種類の生きものがいることだけではなく、さまざまな生きものが地球規模の変化に対して、耐え抜ける変異性「変われる力」を持っていることが重要なのです。

生態系は、いろいろな要素が複雑に干渉して、巧妙にできたシステムです。一度壊したら簡単に元に戻ることはありません。

私たちが今後も、豊かな生物多様性の恵みを受けるためには、これら3つのレベルを守る必要があります。



いろいろな模様のアサリ



さまざまな種類の生きもの（左：キチョウ、右：コゲラ）



自然教育園



三田台公園ビオトープ



有栖川宮記念公園



東京湾

さまざまな環境

### 3. 生物多様性の危機と愛知目標

#### 3-1 地球環境の変化にともなう私たち人類の危機

いま、地球規模で、生物多様性は衰亡の危機にあります。

世界の生きものの種数は、人間活動による影響がない時代に比べて、100～1,000倍のスピードで減り続けているといわれています。このままの状態が続き、生態系が「臨界点(ティッピングポイント)」を迎えると、地域もしくは地球規模のスケールで、生物多様性と生物多様性が支える生態系サービスに甚大な変化が生じ、すぐに回復させることは困難になります。その結果、私たちが今、その恵みを受けている生物多様性が劇的に損なわれる可能性が高まります。

環境省は、平成25年のレッドリスト<sup>注1</sup>の見直しを行い、ニホンウナギを絶滅危惧ⅠB類に指定しました。身近な和食の食材であるウナギにさえも絶滅のおそれが高まっています。

生物多様性には、4つの危機が迫っています。

開発などによる生物の種の絶滅や生態系の破壊、農林業の衰退による里山などの自然の質の劣化、外来種による生態系のかく乱のほか、気候変動による地球温暖化が、生物多様性に悪い影響を及ぼし続けています。

また、私たち人間による自然資源の過剰な利用も、生物多様性にとっては大きな脅威です。もし、世界の人々が日本と同じ水準の食生活をすれば、地球1.6個分の自然資源が必要という報告があります。

これからの私たちの行動が大切です。人類が、1万年あまりにわたって暮らしてきたこの地球の環境が、来世紀以降も続くかどうかは、これから10～20年間の、私たちの行動に委ねられています。

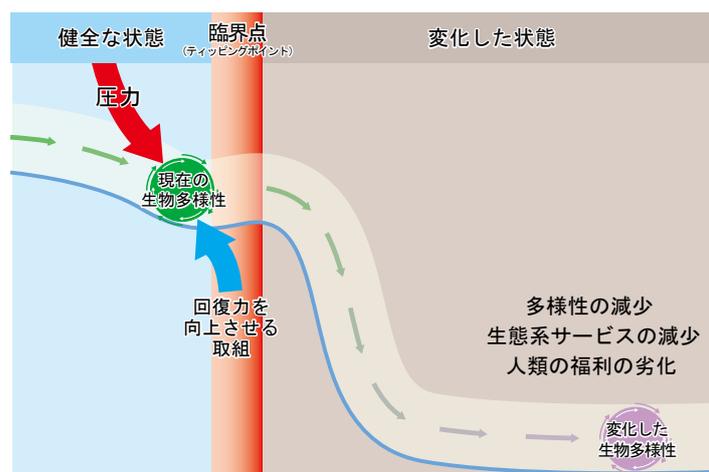


図 1-3 生態系の臨界点の概念

「地球規模生物多様性概況第3版」(生物多様性条約事務局編)の図を元に作成

注1: 「レッドリスト」とは、絶滅のおそれのある生きもの(絶滅危惧種)をまとめたリストです。日本全国では環境省レッドリスト、東京都では東京都レッドリストが、それぞれ公表されています。

### 3-2 世界の約束「愛知目標」

日本は生物多様性条約の締約国です。

生物多様性条約とは、地球規模の生物多様性の保全と利用について約束した国際条約で、2013年10月現在、193の国と地域が締約しています。

2010年（平成22年）に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）では、COP6で設定された「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」とした「2010年目標」が達成できなかったことが明らかにされました。

これを受け、COP10では、2020年（平成32年）までに達成すべき20の目標を「愛知目標」として定め、条約締結国に取組を進めることを求めています。わが国でも、国や多くの自治体が、目標に向けて動き出しています。

具体的な行動にあたっては、地域ごとに考え、行動することはもちろん必要ですが、流域などの関連する地域が一体となって推進することも大切です。また、平成23年に起きた東日本大震災の経験に学び、自然と人々の暮らしとの関わりを、改めて考え直す視点も重要となりました。

こうした背景をふまえて、港区は、大都市として、また湾岸地域として、戦略を策定し、推進します。

世界の動き	国の動き	東京都の動き・港区の動き
1992年（平成4年）地球サミット(リオ・デ・ジャネイロ)「生物多様性条約」が国連で採択	1993年（平成5年）「生物多様性条約」を締結 「環境基本法」を制定	1974年「港区みどりを守る条例」を施行(昭和49年)
2002年（平成14年）COP6で「2010年目標」を設定 〔2010年目標〕 生物多様性の損失速度を 顕著に減少させる	1995年（平成7年）「生物多様性国家戦略」を策定 2008年（平成20年）「生物多様性基本法」を制定 生物多様性地域戦略の策定が 努力義務に	1994年「東京都環境基本条例」を制定(平成6年) 1998年「港区環境基本条例」を制定(平成10年)
2010年（平成22年）COP10で「愛知目標」を設定	2010年（平成22年）「生物多様性地域連携促進法」を制定	2011年「港区緑と水の総合計画」を改定(平成23年) 生物多様性地域戦略の 策定について記載
2012年（平成24年）「国連持続可能な開発のための世界会議(Rio+20)」開催 COP11で 都市の生物多様性の重要性が強調	2012年（平成24年）「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定 「環境教育推進法」を改正	2012年「緑施策の新展開」(平成24年)～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定 2014年「生物多様性みなとプラン」を(平成26年)策定予定

図 1-4 生物多様性をめぐる社会の動き

愛知目標の趣旨は、「2050年までに自然と共存する社会の創造を目指しながら、2020年までに生物多様性の意味と価値をすべての人が理解し、社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、回復力のある生態系を確保する」ということです。

愛知目標では、平成32年（2020年）までに達成すべき20の目標を定めています。

なかには、港区とは関わりがないように見えるものもあります。しかし、普段使っている文房具や日常の食品などの、生産・流通の工程をたどってみると、すべてがどこかで少なからず関わりがあることがわかります。

— 愛知目標 20の目標 —

<p><b>戦略目標A</b> 根本的な要因への取り組み</p>	<p>①、みんなが生物多様性は大切なんだと知ろう。その気持ちをもって、行動しよう</p> <p>②、国や地方は、生物多様性に気を配った計画を立てよう</p> <p>③、生物多様性に悪い制度はやめよう、やめさせよう</p> <p>④、環境に無理をさせず続けられる、生産と消費の計画を実行しよう</p>
<p><b>戦略目標B</b> 直接的な要因への取り組み</p>	<p>⑤、森など、生きものが暮らす場所が失われるスピードを半分まで抑え、ゼロを目指そう</p> <p>⑥、魚や貝などの水産資源は、これからも無理なく続けられるように漁獲しよう</p> <p>⑦、農業・養殖業・林業が行われる地域を、長く無理なく活動できるように管理しよう</p> <p>⑧、化学汚染は、有害でない範囲まで抑えよう</p> <p>⑨、環境に害をあたえる外来種が増えるのを防ごう、入ってこないようにしよう</p> <p>⑩、サンゴなど、特に弱い生態系を守ろう</p>
<p><b>戦略目標C</b> 生物多様性の状態の維持・改善</p>	<p>⑪、絶滅危惧種を絶滅から防ぎ、ふつうの種に戻していこう</p> <p>⑫、一つの種のなかでも、多様さを大事にしよう</p> <p>⑬、陸地の17%、海の10%は、なにがあっても守る場所に決めよう</p>
<p><b>戦略目標D</b> 自然の恵みの強化</p>	<p>⑭、生態系を守り、自然の恵みが子どもや貧しい人々にも届くようにしよう</p> <p>⑮、傷ついた生態系を15%以上回復させよう。それによって気候変動や、砂漠化の問題に貢献しよう</p> <p>⑯、生物多様性から得られる利益は、国や地域を超えて公正に分配しよう</p>
<p><b>戦略目標E</b> 実施の強化</p>	<p>⑰、みんなで参加しながら作戦を立て、みんなで実現しよう</p> <p>⑱、生きものや自然にまつわる伝統的な知識を大切にしよう</p> <p>⑲、生物多様性に役立つ知識や技術を豊かにしていこう</p> <p>⑳、活動を支えるために大切な資金を、協力を集め増やしていこう</p>

○ 港区の中で直接的な関連があり、特に重視して取り組むもの。

□ 暮らしや経済活動のなかでのひとりひとりの意識向上などを通じて、間接的に取り組むもの。

図 1-5 愛知目標

IUCN 日本委員会にじゅうまるプロジェクトのホームページから作成

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしのなかでとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩です。

国連生物多様性 10 年委員会では、そのための 5 つのアクションを促しています。

2011 2020 こくれんせいぶつたようせい ねんにほんいんかい  
**国連生物多様性の10年日本委員会**

せいぶつたようせい まも わたし  
**生物多様性を守るために、私たちにできるアクション!**

マイ こん どう せん げん  
**MY行動宣言**

せいぶつたようせい  
 生物多様性とは、たくさんの生きものがつながりあって暮らしていること。

せいぶつたようせい まも  
 生物多様性を守るためには、まずは暮らしの中で、生きものとのつながり  
 を感じる**こと**が大切。水や空気はもちろん、食べものや着るものの材料、  
 木材、薬の原料など、いろいろな生きもののおかげで、私たちは生きてい  
 ます。

つぎ  
 次の5つの中からあなたにできることを選んで「MY行動宣言」しましょう。  
 せいぶつたようせい めぐ  
 生物多様性の恵みを受け続けられるように、一人ひとりが「MY行動宣言」  
 をして、今日から行動しましょう！

チェック  
 してね!

**Act 1** たんぱう じもととれたものを食べ、旬のものを**味わ**います。

**Act 2** ぶれいよう なま し ぜん たいけん どうぶつえん しよくぶつえん 生の自然を体験し、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものに**ふれ**ます。

**Act 3** つたえよう しぜん すばらしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝**えます。

**Act 4** まもろう いきものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に**参**加します。

**Act 5** えらほう エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選**ん**で**買**います。

●お住まいの都道府県

●性別 男 女

●年齢 10代未満 10代 20代 30代  
40代 50代 60代 70代以上

国連生物多様性 10 年委員会では、さまざまな場面でたくさんの方に「MY 行動宣言」に参加してもらえよう、「MY 行動宣言シート」を作成しています。

「MY 行動宣言シート」にある 5 つのアクションのなかから、生物多様性を守るために取り組んでいこう、と思うものにチェックしてください。それがあなたの「MY 行動宣言」です。

シートのチェック部分は、いつでも確認できるよう手元に置いて、日常の暮らしのなかで、宣言を行動に移しましょう。自治体・事業者・NPO/NGO の皆さまが、実施する各種イベント・研修会、施設・展示コーナーなどでも、ぜひ、ご活用ください。

図 1-6 MY行動宣言  
 国連生物多様性 10 年委員会ホームページを元に作成

## 4. 生物多様性みなとプランの概要

### 4-1 基本的なこと

#### 4-1-1 対象とする区域

生物多様性みなとプランの対象区域は港区ですが、戦略を推進するにあたり、隣接する千代田区、中央区、江東区、品川区、渋谷区および新宿区、東京都湾岸に位置する大田区と江戸川区とも情報共有を図り、協力・連携します。

#### 4-1-2 目標年

目標年は、愛知目標に合わせ、短期目標は平成 32 年度(2020 年)、中長期目標は平成 62 年度(2050 年) とします。

#### 4-1-3 効果の検証と見直しの予定

計画期間は、平成 26 年度(2014 年度)～平成 32 年度(2020 年度)までの 7 年間とし、その中間年である平成 29 年度(2017 年度)には、効果検証と計画の見直しを行います。

年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成62年 2050年
港区	みなとプラン策定	短期目標期間(前期)			地域戦略見直し	短期目標期間(後期)		短期目標年	長期目標年
		基本計画改定				基本計画改定			
世界・国		愛知目標 国別報告	国家戦略改定				愛知目標 短期目標年	愛知目標 長期目標年	

図 1-7 世界・国と生物多様性みなとプランに関連したスケジュール

## 4-2 位置づけ

「生物多様性みなとプラン」は、「生物多様性基本法」第13条に準拠し、「港区みどりを守る条例」に基づいて、港区内における生物の多様性の保全および持続可能な利用について基本的事項を定めるもので、港区基本計画の部門別計画として位置づけられます。

この計画は、「港区緑と水の総合計画」の重点施策である「動植物の生息・生育環境の充実」の施策として、また、「生物多様性国家戦略2012-2020」の趣旨をふまえ、生物多様性に関する普及啓発や自然環境の保全を、区民協働で総合的に推進することを目的に策定しました。

生物多様性は、施策のあらゆる分野と関連があることから、「港区環境基本計画」や「港区緑と水の総合計画」をはじめとして、そのほか関連する計画と整合を図りつつ、推進していきます。

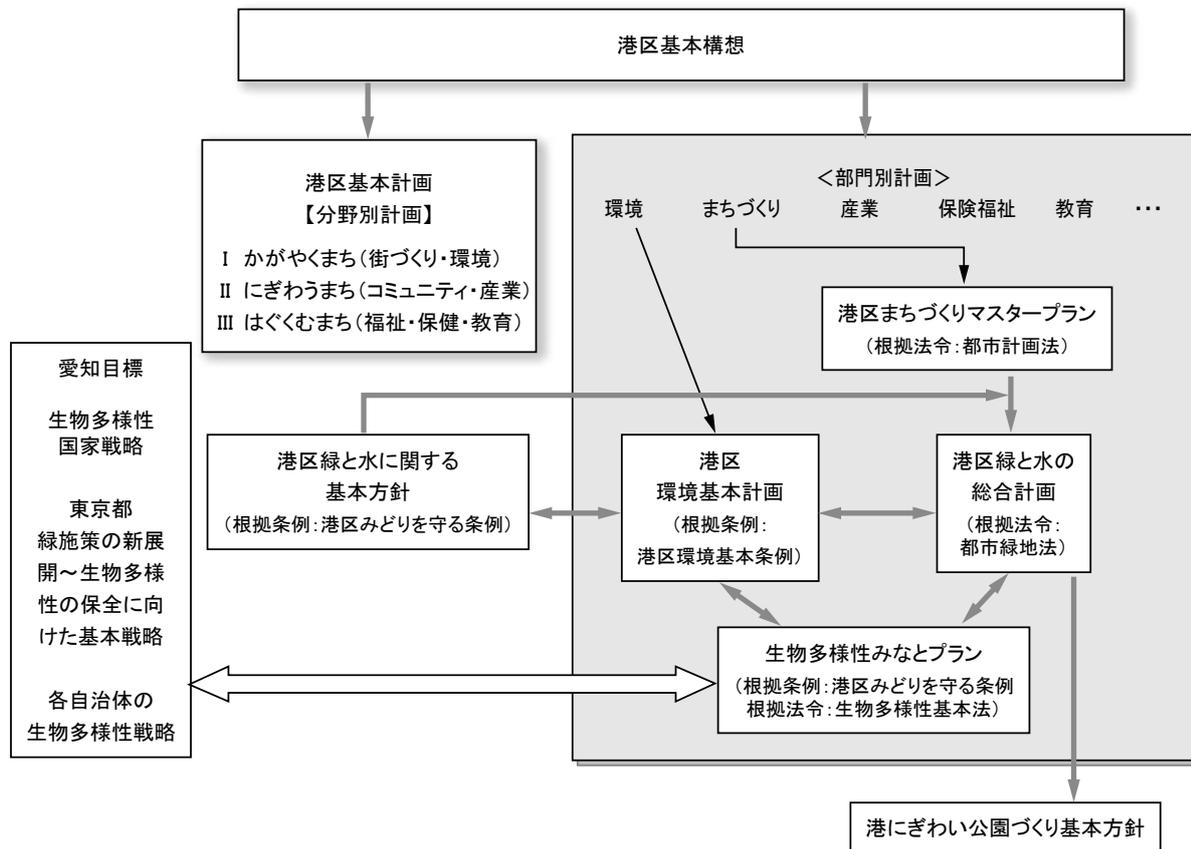


図 1-8 生物多様性みなとプランの位置づけ

### 4-3 みんなでつくった生物多様性みなとプラン

「生物多様性みなとプラン」は、平成24・25年度の2カ年をかけ、区民や事業者、学識経験者などの、さまざまな方々の意見をもとに策定しました。

区民意見は、アンケート調査といきもの作戦会議（意見交換会）を開催することで、収集しました。このほか、事業者などによる自主的な勉強会や意見交換の場でも、意見を収集しています。

また、学識経験者や区民、区内の事業者などの15名の委員で構成される港区生物多様性推進委員会を5回行い、ご意見をいただきました。

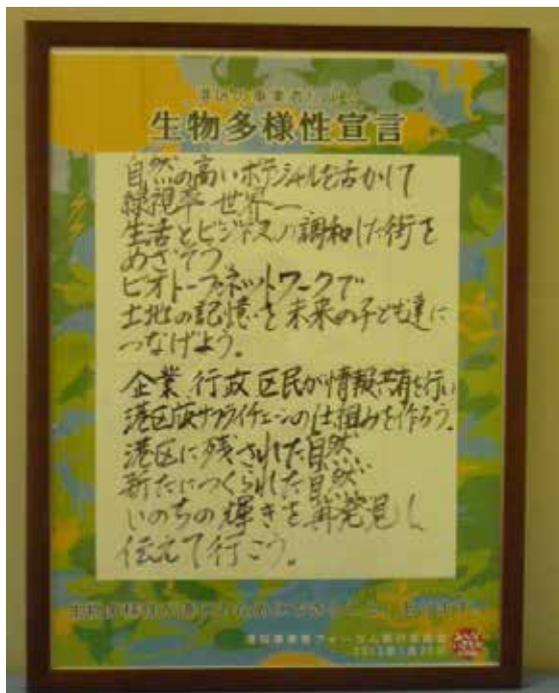


#### いきもの作戦会議

いきもの作戦会議は5回実施し、のべ126人が参加しました。「食」、「子ども」、「働きかた」の3つのテーマでグループ討議を行い、将来像や実行すべき具体的な行動についてを話し合いました。

生物多様性みなとプランに関わる取組として、平成25年1月25日、港区事業者フォーラム実行委員会主催で、「あつまれ事業者！港区の生物多様性フォーラム」が開催され、70名以上が参加しました。

港区の事業者が、生物多様性に関わる取組の事例を紹介した後、「都市づくり」、「ビオトープ」、「サプライチェーン」、「くらしと自然」の4つのテーマに分かれて、意見交換を行いました。最後に、「港区生物多様性事業者宣言」が港区に渡されました。



自然の高いポテンシャルを活かして  
緑視率世界一、  
生活とビジネスの調和した街を  
めざそう。

ビオトープネットワークで  
土地の記憶を未来の子ども達に  
つなげよう。

企業、行政、区民が、情報共有を行い、  
港区版サプライチェーンの仕組みを作ろう。

港区に残された自然、  
新たに作られた自然、  
いのちの輝きを再発見し、  
伝えていこう。

#### 4-4 全体構成

生物多様性みなとプランの全体構成は、次のとおりです。

第1章では、このプランがめざすこと、生物多様性とは何か、国内外の社会的な背景とプランの基本的事項や位置づけなど、概要についてまとめます。

第2章では、港区の暮らしと文化、自然についての歴史的な変遷のほか、港区の自然の概要、生物多様性と暮らし・仕事の関係、区民の意識とすでに行われている活動についてまとめたいうで、港区の地域特性と生物多様性についての現状と課題を整理します。

第3章では、基本理念と将来像を設定し、これに向けた目標と行動の方針を明らかにします。これを受け、第4章で行動計画の詳細を、第5章では推進体制と進捗管理の手法について示します。

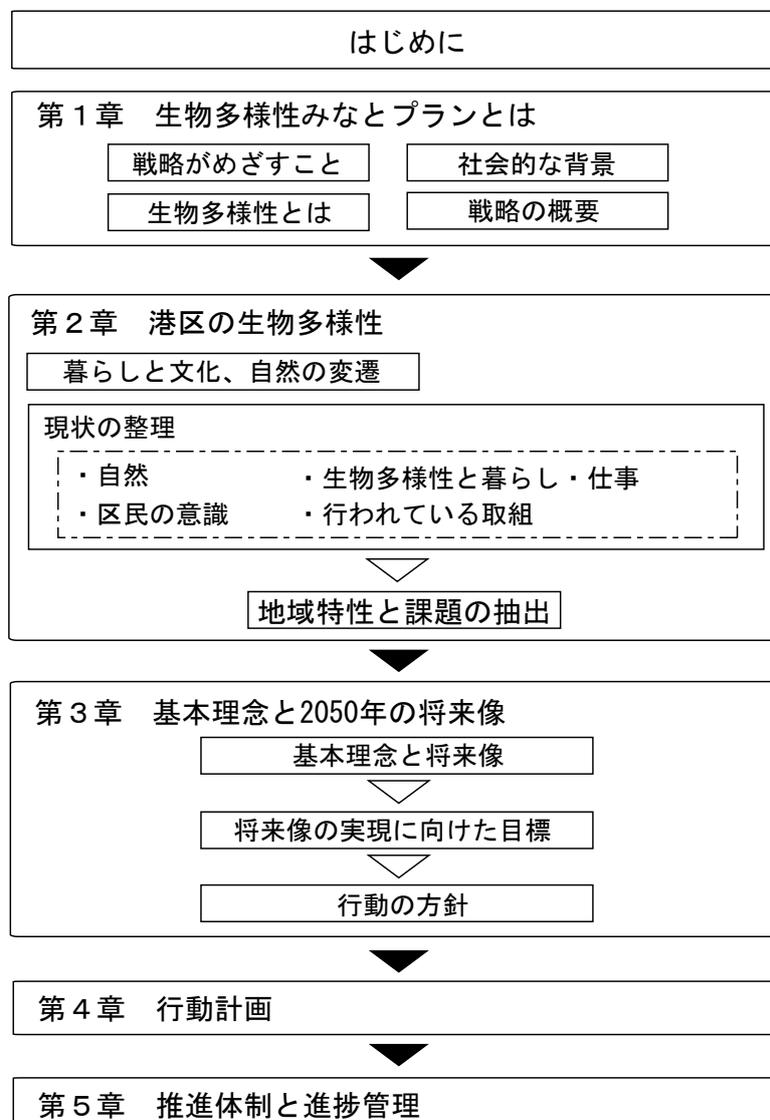


図 1-9 戦略の全体構成